

生活保護法による指定介護機関の指定申請等について

石川県健康福祉部厚生政策課
保護グループ

1. 生活保護法指定介護機関の指定申請について

生活保護を受給されている方へ介護サービスを提供する際には、事前に生活保護法指定介護機関の指定を受ける必要があります。

事前に当該指定を受けずに、生活保護を受給されている方へ介護サービスを提供した場合、国民健康保険団体連合会からの介護サービスの報酬（公費負担分）が得られないため、必ず介護サービスの提供前に指定申請を行うようお願いいたします。

指定申請が必要なサービス

平成26年6月30日以前に介護保険法による指定を受けていたサービス

- ※ 病院、薬局等では一部例外（介護保険法みなし指定）があります。（参考1）「病院等における介護保険法と生活保護法の指定の取扱いの比較」参照
- ※ 平成26年7月1日以降に、新たに介護保険法による指定を受けた事業所は、介護保険法による指定を受けた時点から、生活保護法による指定を受けたものとみなされますので、生活保護法による指定申請を行う必要はありません。（あらかじめ別段の申出を行った場合を除く。）

指定の申請に係る留意事項

- ① 新たに生活保護受給者に介護サービスを提供したり、生活保護受給者に提供する介護サービスの内容を変更する際は、必ず、事前に福祉事務所に連絡し、サービスを提供する事業所が生活保護法による指定を受けているかを確認し、指定を受けていない場合は、速やかに申請を行ってください。
- ② 提供する介護サービスの種類ごとに指定が必要です。（一度の申請で複数のサービスの指定を受けることが可能）
- ③ 申請書の事業所名、開設者・事業者名（法人名）等は、介護保険法による指定を受けた際の正式な名称を記載してください。
- ④ 開設者欄には、代表者の役職名（代表取締役、理事長等）を記載してください。
- ⑤ 申請に当たっては誓約書を併せて提出してください。（変更届、廃止届等については、誓約書の提出は不要）

申請等の手続きについて

事業所の所在地により、申請手続き（申請書等の提出先や様式）が異なります。

○申請書等の提出先

事業所の所在地	提出先
金沢市	→ 金沢市社会福祉事務所
金沢市以外	→ 県厚生政策課 保護グループ

○申請書等の入手方法

事業所の所在地	入手方法
金沢市	→ 金沢市のホームページから各種様式をダウンロードしてください。
金沢市以外	→ 県厚生政策課ホームページから各種様式をダウンロードして下さい。

[金沢市のホームページ]

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/seikatsushienka/gyomuannai/3/2/9354.html>

[県厚生政策課のホームページ]

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/index.html>

(各種様式データのダウンロード手順は参考2参照、様式は参考3～参考5参照)

2. 生活保護法指定介護機関の廃止・変更等について

(1) 廃止等を行う場合（廃止・休止・辞退）

廃止等の届出が必要な事業所

平成26年6月30日以前に介護保険法による指定を受けたサービスを提供する事業所

※ 平成26年7月1日以降に、新たに介護保険法による指定を受けたサービスは、介護保険法により廃止等が行われた際に、生活保護法においても廃止等が行われたものとみなされるため、生活保護法による廃止届等は不要です。

(2) 変更等を行う場合（変更・再開）

変更等の届出が必要な事業所

全ての事業所

※ 事業所、開設者・事業者の名称及び所在地等に変更がある場合、または休止している事業所を再開する場合は、介護保険法による指定を受けた時期にかかわらず、全ての事業所で生活保護法による変更届等が必要です。

変更届等の提出について

変更届が提出されないと指定内容の変更が福祉事務所に周知されないため、誤った情報が記載された介護券が交付されることとなります。誤った介護券は介護報酬請求の根拠とはならず、介護報酬の請求を行うことができません。

事業所、開設者・事業者の名称及び所在地等に変更があった場合は、忘れずに変更届を提出して下さい。

※ なお、「開設者・事業者の名称の変更」とは、法人格に継続性がある場合に限られます。（介護保険法による事業所番号に変更がない場合に限りです。）そのため、別法人に事業を譲渡した場合などで、介護保険法による事業所番号に変更がある場合は「名称の変更」には当たらず、廃止届が必要です。

【介護サービスの提供に係る留意事項】

(1) 障害者総合支援法等の活用について

生活保護法は、他法他施策を優先して活用することが原則とされています。

介護保険法による被保険者につきましては、まず、介護保険制度を活用し、利用者負担の1割分が生活保護制度による介護扶助で賄われます。

障害者手帳又は自立支援医療や難病の受給者証明書を所持している方につきましては、障害者総合支援法による給付の対象となる可能性がありますので、ヘルパーやデイサービス、福祉用具の利用等、**障害サービスが適切に活用されているか適宜確認をお願いします。**

(2) 本人支払額について

年金等の収入に応じて介護扶助費の一部を本人負担額とする場合があります。

福祉事務所から発券された介護券に本人支払額がある場合は、その額を本人から徴収してください。

(3) 介護保険施設の個室等の利用について

生活保護受給者の個室等の利用については、居住費の利用者負担分について、生活保護費で対応しなくても入所が可能な場合等、**国通知に定めのある「利用を認め**

る場合」に該当する場合に限られます。(「利用を認める場合」については、[参考6](#)
参照)

※ そのほかの留意事項については[参考7](#)参照

○ 病院等における介護保険法と生活保護法の指定の取扱いの比較
 (※介護保険法による指定が平成26年6月30日以前の場合)

区分	介護サービスの種類							備考
	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所リハビリテーション	短期入所療養介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	
病院 診療所	介護保険法	㊦						・㊦は申請の必要のないみなし指定 ・[申]は申請の必要あり (介護予防サービスを含む。)
	生活保護法	申						
薬局	介護保険法				㊦			
	生活保護法				申			

※平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた場合は、生活保護法によってもみなし指定されるため、申請は必要ありません。

○ 県内福祉事務所一覧

福祉事務所	所在地	電話番号
石川中央保健福祉センター 河北地域センター(内灘町、津幡町、川北町)	929-0331 河北郡津幡町字中橋口1-1	076-289-2202
能登中部保健福祉センター (宝達志水町、中能登町、志賀町)	926-0021 七尾市本府中町ソ27番地9	0767-53-2482
能登北部保健福祉センター (穴水町、能登町)	928-0079 輪島市鳳至町畠田102番4	0768-22-4149
七尾市福祉事務所	926-0811 七尾市御祓町1番地	0767-53-8418
小松市社会福祉事務所	923-8650 小松市小馬出町91番地	0761-24-8051
輪島市福祉事務所	928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地	0768-23-1161
珠洲市福祉事務所	927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地2	0768-82-7748
加賀市福祉事務所	922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41番地	0761-72-7851
羽咋市福祉事務所	925-8501 羽咋市旭町ア200番地	0767-22-3939
かほく市福祉事務所	929-1125 かほく市宇野気ニ71番地2	076-283-7121
白山市福祉事務所	924-8688 白山市倉光2丁目1番地	076-274-9509
能美市福祉事務所	923-1297 能美市来丸町1110番地	0761-58-2230
野々市市福祉事務所	921-8510 野々市市三納一丁目1番地	076-227-6061
金沢市社会福祉事務所	920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2292

※ 石川県庁の担当課：石川県健康福祉部厚生政策課 TEL：076-225-1414

※県ホームページ左上「連絡先一覧：組織から探す」→「健康福祉部」→「厚生政策課」

①

行政活動に関する情報	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請・届出案内 ● 記者発表資料 ● 協議会、審議会等
管理・援護グループ (076-225-1411)	<ul style="list-style-type: none"> ● 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)が支給されます ● 戦没者慰霊巡拝について ● 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう ● 北朝鮮による拉致問題に関する情報
地域福祉グループ (076-225-1478)	<ul style="list-style-type: none"> ● 石川県地域福祉支援計画について ● 石川県再犯防止推進計画について ● バリアフリー情報 ● 成年後見制度 ● 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 ● 生活困窮者自立支援制度 ● 生活福祉金貸付制度・臨時特例つなぎ資金貸付制度 ● 地域における支え合いの取組 ● 地域支え合いサポート企業登録制度について ● 災害時の福祉支援体制について
福祉人材・サービスグループ (076-225-1419)	<ul style="list-style-type: none"> ● 石川県福祉サービス第三者評価制度について ● 介護員養成研修事業について ● 介護・福祉人材の確保について ● 基金の執行状況等の公表について ● ゼロからはじめる介護職入門セミナー（介護に関する入門的研修）について ● 石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金について ● 令和3年度 小中学生「わたしと介護」作文コンテストについて
保護グループ (076-225-1414)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護制度について ● 生活保護法の一部改正について ● 平成30年10月以降における生活保護基準の見直しについて ● 一時扶助における家具什器費の見直しについて ● マイナンバー制度における特定個人情報保護評価書の公表について ● マイナンバーを提供する際の番号・本人確認について ● 生活保護法に基づく医療・介護等機関の指定について ● 生活保護法における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の取扱いについて ● 無料低額診療事業・無料低額介護老人保健施設利用事業について ● 福祉事務所一覧

[クリックすると②へ]



②

生活保護法に基づく医療・介護等機関の指定について

1.概要

生活保護法に基づき、生活保護を受給されている方々に医療や介護等のサービスを提供する機関は、事前に知事(金沢市内に所在する機関の場合は金沢市長)により指定を受けなければなりません。

2.指定の手続き


指定を受けようとする場合は、サービスを提供する事業所ごとに、指定申請書及び誓約書に所定の事項を記載いただき、必要書類を添付の上、県厚生政策課又は指定を受けようとする機関の所在地を管轄する市の福祉事務所(町の場合は県保健福祉センター地域支援課)へ提出してください。

薬局・訪問看護ステーションの方へ

生活保護法に基づく医療及び介護サービスの両方を提供する予定がある場合は、医療機関及び介護機関の両方の指定を受けてください。

※どちらか一方のみの指定しか受けていない場合は、指定機関と認められずサービスの提供はできません。

3.変更等の手続き

 [この項目の下部へスクロール]

(1)変更届が必要なとき(変更があった日から10日以内に提出ください)

- 指定機関の名称が変更となったとき
- 開設者が法人である場合に、代表者が変更となったとき

③

(5)指定申請書

■医療機関

- [Excel 指定申請書\(エクセル:68KB\)](#)
- [Word 誓約書\(ワード:44KB\)](#)
- 開設者である医師又は薬剤師免許証(開設者が個人である場合)の写し
- 訪問看護ステーションの場合は、介護保険法の指定の有効期間がわかる書面の写し

■助産機関・施術機関

- [Word 指定申請書\(ワード:35KB\)](#)
- [Word 誓約書\(ワード:45KB\)](#)
- 開設者である助産師又は施術者免許証(開設者が個人である場合)の写し

■介護機関

- [Excel 指定申請書\(エクセル:63KB\)](#)
- [Word 誓約書\(ワード:45KB\)](#)

(6)変更等届書(医療、介護、助産・施術)

[各種様式をクリックするとダウンロードできます。]

■変更届書

- [Word 変更届書\(ワード:36KB\)](#)

■休止・廃止届書

- [Word 休止・廃止届書\(ワード:36KB\)](#)

生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

フリガナ 名称			
所在地		(〒 -)	
管理者	氏名	住所	生年月日 年 月 日
介護保険事業者番号			
施設または実施する事業の種類		生活保護法指定 予定年月日	介護保険法 指定年月日(予定)
居宅介護	訪問介護	介	
	訪問入浴介護	介・予	
	訪問看護	介・予	
	訪問リハビリテーション	介・予	
	居宅療養管理指導	介・予	
	通所介護	介	
	通所リハビリテーション	介・予	
	短期入所生活介護 ※2	介・予	
	短期入所療養介護 ※2	介・予	
	特定施設入居者生活介護 ※1	介・予	
	福祉用具貸与	介・予	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介	
	夜間対応型訪問介護	介	
	認知症対応型通所介護	介・予	
	小規模多機能型居宅介護	介・予	
	認知症対応型共同生活介護 ※1	介・予	
	地域密着型特定施設入居者生活介護 ※1	介	
複合型サービス	介		
特定福祉用具販売	介		
特定介護予防福祉用具販売	予		
施設介護	地域密着型特定施設入居者生活介護 ※2	介	
	介護老人福祉施設 ※2	介	
	介護老人保健施設 ※2	介	
	介護医療院 ※2	介	
介護療養型医療施設 ※2	介		
居宅介護支援	介		
介護予防支援	予		
施設または実施する事業の種類 の欄に ※1 または ※2 とある場合、記載 (利用者負担額を記入すること)	※1	居住費 [賃料]	円/月
	※2	居住費・滞在費	円/日
		食費	円/日
		その他負担経費	
連絡先	電話	担当者	

令和 年 月 日 〒

住所

石川県知事様 申請者
(開設者)氏名

注) この申請は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による指定介護機関の指定申請も兼ねています。

様式第 1 - 2 号

注意事項

- 1 この書類は、県厚生政策課又は最寄の福祉事務所に提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、石川県公報告示により公示するほか、指定の指令書により通知します。

記載要領

- 1 介護老人保健施設、介護医療院または介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者または介護予防事業者が申請する場合には、その事業の種類およびその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防支援事業者または特定介護予防福祉用具販売事業者が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 介護保険の指定申請中の場合は、介護保険事業者番号は記載しないでください。
- 3 「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設認可または指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
- 4 「施設または実施する事業の種類」は、今回指定申請する施設または事業について、「介」または「予」を○で囲んでください。すでに生活保護の指定を受けている施設または事業については記載しないでください。
- 5 「生活保護法の指定年月日」は、被保護者への介護サービスを実施する予定日を記載してください。また、「介護保険法による指定年月日」は、介護保険法の指定を受けた日または受ける予定日を記載してください。
なお、介護保険法施行法の規定に基づき指定等があったものとみなされたものについては、「H12.4.1みなし」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては、「H18.4.1みなし」と記載してください。
- 6 「その他負担経費」は、おやつ、おむつ、レクリエーション代など、一律に負担するものがある場合、記載してください。
- 7 申請者が法人の場合は、法人名とともにその代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載してください。

別添様式（誓約書(介護機関)）

生活保護法第 5 4 条の 2 第 5 項において準用する同法第 4 9 条の 2 第 2 項各号（第 2 号から第 9 号）に該当しない旨の誓約書

石 川 県 知 事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 5 4 条の 2 第 5 項において準用する同法第 4 9 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しないことを誓約します。

住 所
氏名又は名称

(誓約項目)

生活保護法第 5 4 条の 2 第 5 項において準用する同法第 4 9 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

- 26 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 28 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- 30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）
- 32 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該指定を取り消された事業所又は施設の管理者であった者が当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）。

4 第 2 項第 5 号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る事業所又は施設の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

7 第 2 項第 8 号関係

開設者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8 第 2 項第 9 号関係

当該申請に係る事業所又は施設の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当すること。

様式第2号

生活保護法指定 ※〔医療機関
介護機関
助産師
施術者〕※〔名称
所在地
その他〕 変更届書

次のとおり変更しましたので届け出ます。

指定医療 機関等	番 号				
	名 称				
	所 在 地	(〒 -)			
	連 絡 先	電話		担当者	
業務の種類		医科 ・ 歯科 ・ 薬局 ・ () 介護 (サービス名:)			
変更事項	旧				
	新				
変更年月日		令和 年 月 日			

令和 年 月 日

石 川 県 知 事 様

〒
住所
届出者
(開設者)
氏名

注) この届出は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項による指定医療機関の届出も兼ねています。

様式第 2 号

注意事項

- 1 この書類は、石川県健康福祉部厚生政策課又は最寄の福祉事務所へ変更した日から 10 日以内に提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等の名称（氏名）又は所在地（住所）に変更があったとき、所要事項を記載して提出してください。
- 3 貴機関等の変更事項については、石川県公報告示により公示されます。

記載要領

- 1 病院、診療所または薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師または施術者が届け出る場合には、その開設する助産所または施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院または介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者または介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類およびその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防支援事業者または特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要のものを —— で消してください。
- 4 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可もしくは指定を受け、または届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 「業務の種類」の（ ）には、指定医療機関の場合の「訪問看護」、「介護予防訪問看護」、「あん摩」、「はり」等を記載してください。また、「業務の種類」の介護（ ）には、変更となる介護サービス名を記載してください。
- 7 届出者が法人の場合は、法人名とともにその代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載してください。

様式第3号

生活保護法指定 ※〔医療機関
介護機関
助産師
施術者〕※〔休止
廃止〕届書

※

次のとおり休止・廃止しましたので届け出ます。

指定医療機関等	番 号				
	名 称				
	所 在 地	(〒 -)			
	連 絡 先	電話		担当者	
業務の種類	医科 ・ 歯科 ・ 薬局 ・ () 介護 (サービス名:)				
※ 休止・廃止年月日	令和 年 月 日				
※ 休止・廃止の理由					
委託患者等の 措置状況					
再開の見通し (休止の場合)					

令和 年 月 日

石 川 県 知 事 様

〒

住所

届出者
(開設者)

氏名

注) この届出は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定拝具者の自立の支援に関する法律第14条第4項による指定医療機関の届出も兼ねています。

様式第3号

注意事項

- 1 この書類は、石川県健康福祉部厚生政策課又は最寄の福祉事務所へ提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等が休止、又は廃止された場合に速やかに提出してください。
- 3 貴機関等の休止、廃止事項については、石川県公報告示により公示されます。
- 4 休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。

記載要領

- 1 病院、診療所または薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師または施術者が届け出る場合には、その開設する助産所または施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院または介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者または介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類およびその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防支援事業者または特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要のものを———で消してください。
- 4 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可もしくは指定を受け、または届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 「業務の種類」の()には、指定医療機関の場合の「訪問看護」、「介護予防訪問看護」、「あん摩」、「はり」等を記載してください。また、「業務の種類」の介護()には、休止、廃止となった介護サービス名を記載してください。
- 7 届出者が法人の場合は、法人名とともにその代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載してください。

「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用について」(平成17年9月30日付社援保発第0930002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)(抜粋)

1 介護保険施設の個室等の利用等に係る基本的な取扱いについて

生活保護制度における対応としては、当面は介護保険施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下同じ。)の居室のうち、多床室が大半を占めると考えられること並びに「ユニット型個室」、「ユニット型準個室」及び「従来型個室」(以下、個室等という。)の利用については居住費の負担が求められることから、被保護者の個室等の利用については、当面、(1)に規定する「利用を認める場合」に該当する場合に限定することとする。

(1) 利用を認める場合

ア 居住費の利用者負担分について、保護費で対応しなくても入所が可能な場合については、入所を認めて差し支えないこと。

なお、保護費で対応しなくても入所が可能な場合とは、以下の場合が想定されるものであること。

(ア) 介護保険における経過措置により居住費についての取扱いが多床室と同様の取扱いとされる場合

(イ) 自治体の単独事業等により居住費の利用者負担分が免除される場合

(ウ) 施設側が利用者の収入の状況等にかんがみ、利用者から居住費の徴収を行わない場合

イ 既に介護保険施設に入所し、個室等(「特別な居室」、「特別な療養室」及び「特別な病室」を除く。以下において同じ。)を利用している者が諸般の事情により要保護状態になった場合及び被保護者が入所中の介護保険施設の居室が個室等に改築・改修された場合については、原則としては転所等の指導を行うこととするが、転所等が行われるまでの間については、入所を認めて差し支えないこと。

なお、この場合、介護扶助による居住費の給付については、(2)により取扱うこと。

ウ 前記ア及びイには該当しないが、介護保険施設の個室等の利用について真にやむを得ない特別な事由があると判断される場合については、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について情報提供すること。

○ 生活保護法指定介護機関に守っていただくこと

次の生活保護法の規定や生活保護法指定介護機関担当規程について、内容をご確認いただき、遵守いただきますようお願いいたします。

① 生活保護法

- ア 指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に従って、懇切丁寧に生活保護受給者への介護を担当しなければならない。(第 50 条第 1 項)
 - イ 指定介護機関は、生活保護受給者の介護について、知事の行う指導に従わなければならない。(第 50 条第 2 項)
 - ウ 上記の規定のほか、指定の基準やその他指示等に違反した場合等は、知事は、生活保護法による指定を取り消すことがある。(第 51 条第 2 項)
 - エ 知事は、介護サービスの内容及び介護の報酬の適否を調査するため必要があるときは、指定介護機関の管理者等に対して、報告を命じ、又は実地に、設備若しくは介護記録その他の帳簿書類を検査することができる。(第 54 条第 1 項)
- ※ 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項により、法第 50 条から法第 54 条までの規定は、生活保護法指定介護機関について準用し、同規定中、「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替える。(ただし、法第 51 条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と読み替える。)

② 生活保護法指定介護機関介護担当規程（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 191 号）

（指定介護機関の義務）

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（通知）

第 8 条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。